

四半期報告書

(第4期第2四半期)

自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日

株式会社トライステージ

東京都港区芝公園二丁目4番1号

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	3
3 経営上の重要な契約等	3
4 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況 5

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1)株式の総数等	6
(2)新株予約権等の状況	6
(3)ライツプランの内容	12
(4)発行済株式総数、資本金等の推移	12
(5)大株主の状況	13
(6)議決権の状況	14
2 株価の推移	14
3 役員の状況	14

第5 経理の状況 15

1 四半期財務諸表	
(1)四半期貸借対照表	16
(2)四半期損益計算書	17
(3)四半期キャッシュ・フロー計算書	19
2 その他	25

第二部 提出会社の保証会社等の情報 26

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年10月15日
【四半期会計期間】	第4期第2四半期（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）
【会社名】	株式会社トライステージ
【英訳名】	Tri-Stage Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役CEO 妹尾 勲
【本店の所在の場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【最寄りの連絡場所】	東京都港区芝公園二丁目4番1号
【電話番号】	03-5402-4111（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役COO 丸田 昭雄
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第4期 第2四半期 累計期間	第4期 第2四半期 会計期間	第3期
会計期間	自平成21年 3月1日 至平成21年 8月31日	自平成21年 6月1日 至平成21年 8月31日	自平成20年 3月1日 至平成21年 2月28日
売上高（千円）	16,259,346	8,258,718	25,221,340
経常利益（千円）	1,832,043	866,923	2,011,353
四半期（当期）純利益（千円）	1,081,536	510,950	1,150,979
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金（千円）	—	629,698	627,318
発行済株式総数（株）	—	2,495,800	2,489,300
純資産額（千円）	—	4,452,309	3,365,441
総資産額（千円）	—	7,870,469	6,457,579
1株当たり純資産額（円）	—	1,783.71	1,351.98
1株当たり四半期（当期）純利益 金額（円）	434.38	205.17	487.82
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額（円）	424.83	200.56	477.92
1株当たり配当額（円）	—	—	—
自己資本比率（%）	—	56.6	52.1
営業活動による キャッシュ・フロー（千円）	1,298,032	—	1,378,631
投資活動による キャッシュ・フロー（千円）	△50,111	—	△43,322
財務活動による キャッシュ・フロー（千円）	5,332	—	603,922
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高（千円）	—	4,144,571	2,891,318
従業員数（人）	—	63	47

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成21年8月31日現在

従業員数（人）	63 (10)
---------	---------

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員（派遣社員を含む）の当第2四半期会計期間の平均人員であります。

3. 従業員数が当第2四半期会計期間において6人増加しましたのは、主としてダイレクトマーケティング支援事業の拡大に伴う期中採用によるものであります。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1)仕入実績

当第2四半期会計期間の仕入実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	7,090,116
合計(千円)	7,090,116

(注) 1. 金額は仕入価格によっております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. ダイレクトマーケティング支援事業における仕入実績は、メディア枠の仕入、商品の仕入のほかに、表現制作物、コールセンター業務等の外注により発生した費用が含まれております。

(2)販売実績

当第2四半期会計期間の販売実績を事業の種類別に示すと、次のとおりであります。

事業の種類別の名称	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
ダイレクトマーケティング支援事業(千円)	8,258,718
合計(千円)	8,258,718

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 当第2四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。なお、次の金額には、消費税等は含まれておりません。

相手先	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)
キューサイ株式会社	1,335,720	16.2
ヤーマン株式会社	1,187,448	14.4
株式会社レビュショッピング研究所	1,132,107	13.7

2【事業等のリスク】

当第2四半期会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態及び経営成績の分析】

(1) 経営成績の分析

当第2四半期会計期間におけるわが国経済は、個人消費に持ち直しの動きが見られるものの、依然として雇用情勢は厳しく、本格的な景気回復への道筋は未だ見えておりません。

一方、当社の顧客の属するダイレクトマーケティング市場は、外出をせず自宅に居ながら消費する「巣ごもり消費」といわれる消費行動が当第2四半期会計期間も継続し、テレビ、インターネット、モバイル等を使用するダイレクトマーケティング市場を中心に、その伸び率は鈍化しているものの引き続き堅調な成長を続けました。

このような市場環境の下、当社においては、第1四半期会計期間に引き続き、ダイレクトレスポンス手法により商品あるいはサービスの販売を試みるダイレクトマーケティング実施企業に対して、商品開発、表現企画、媒体選定、受注、顧客管理といったバリューチェーンの各局面で、最適なソリューションの提供に努めてまいりました。

この結果、当第2四半期会計期間の売上高は8,258,718千円、売上総利益は1,168,601千円となりました。販売費及び一般管理費は302,515千円となり、その結果、営業利益は866,085千円、経常利益は866,923千円となりました。また、税引前四半期純利益866,923千円から法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額の合計355,973千円を差引後、四半期純利益は510,950千円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期会計期間末における総資産は、前事業年度末と比較して1,412,889千円増加し7,870,469千円となりました。

流動資産については、前事業年度末と比較して月次売上が増加したことにより売掛金残高が613,047千円増加し3,437,324千円となり、また、現金及び預金も1,253,253千円増加し4,144,571千円となったこと等により、前事業年度末と比較して1,883,053千円増加し7,658,980千円となりました。

固定資産については、前事業年度末と比較して差入保証金の減少等により470,163千円減少し211,488千円となりました。

流動負債については、月次の仕入額の増加により買掛金が318,499千円増加し2,417,951千円となったこと等により、前事業年度末と比較して322,163千円増加し3,401,924千円となりました。

固定負債については、前事業年度末と比較して3,858千円増加し16,234千円となりました。

純資産については、第2四半期累計期間における四半期純利益の計上等により1,086,868千円増加し4,452,309千円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)は第1四半期会計期間末から973,628千円増加し4,144,571千円となりました。当第2四半期会計期間における各キャッシュ・フローの状況と主な内容は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、営業活動によって得られた資金は997,701千円となりました。これは主に税引前四半期純利益866,923千円を計上したこと、売上債権が113,709千円減少したこと等の一方で、仕入債務が74,003千円減少したこと、法人税等の支払額が125千円発生したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、投資活動に使用した資金は29,405千円となりました。これは事務機器、事務所設備、サーバー等の有形固定資産の取得及びソフトウェア等の無形固定資産の取得によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期会計期間において、財務活動によって得られた資金は5,332千円となりました。これはストック・オプションの行使に伴う株式の発行による収入によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期会計期間において新たに発生した事業上及び財務上の対処すべき課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期会計期間に以下の設備を取得いたしました。

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額				従業員数 (人)
		建物 (千円)	器具備品 (千円)	ソフトウェア (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都港区)	事務機器、事務所設備、社内システム開発等	594	4,683	27,500	32,778	63 (10)

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員(派遣社員を含む)の当第2四半期会計期間の平均人員であります。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. リース契約による賃借設備はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期会計期間において、前四半期会計期間に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	8,000,000
計	8,000,000

(注) 平成21年6月30日開催の取締役会決議により、平成21年9月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は16,000,000株増加し、24,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末現在発行数（株） (平成21年8月31日)	提出日現在発行数（株） (平成21年10月15日)	上場金融商品取引所名又 は登録認可金融商品取引 業協会名	内容
普通株式	2,495,800	7,492,800	東京証券取引所 (マザーズ)	単元株式数 100株
計	2,495,800	7,492,800	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年10月1日からのこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	500（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	50,000（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	520（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 520 資本組入額 260 (注) 5
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	（注）6

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。

2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。

⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

② 平成18年9月25日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	23
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	2,300（注）1,4
新株予約権の行使時の払込金額（円）	520（注）2,4
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成28年9月25日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 520 資本組入額 260 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 5

(注) 1. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
- ニ 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
- ② 新株予約権の権利行使時において、当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事していること、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が当社の業務委託先の取締役又は使用人となる場合において、当社の都合により当該業務委託契約を解除したとき（以下「業務委託契約の解除等」という）、もしくは新株予約権者が当社の取締役又は使用人となる場合において、定年もしくは当社の都合により退職したとき（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて本新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を業務委託契約の解除等又は退職等の後2年間行使することができる。かかる業務委託契約の解除等又は退職等の後行使することができる新株予約権の目的となる株式数は、業務委託契約の解除等又は退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
- ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社の業務委託先企業の取締役又は使用人として当社の業務に従事している状態でなくなった場合、もしくは当社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は懈怠があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
- ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
- ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。

4. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。
5. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

③ 平成19年2月23日臨時株主総会決議

区分	第2四半期会計期間末現在 (平成21年8月31日)
新株予約権の数（個）	66（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	6,600（注）1,2,5
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,670（注）3,5
新株予約権の行使期間	平成21年8月8日から、平成29年2月23日までとする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,670 資本組入額 835 (注) 5
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—
新株予約権の取得条項に関する事項	(注) 6

- (注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、臨時株主総会決議における新株発行予定数から、退職等の理由により権利を喪失した者の新株予約権の数、新株予約権の目的となる株式の数を減じております。
2. 当社が、当社普通株式について株式の分割又は株式の併合を行う場合、新株予約権の目的となる株式数は分割又は併合の比率に応じ、次の算式により調整するものとする。また、本新株予約権の割当日後に、当社が株式無償割当を行う場合、その他新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で株式数を調整することができるものとする。かかる調整は、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われる。なお、調整後生じる1株未満の端数は切り捨てるものとするが、その次の調整における調整前株式数においてはこれを考慮するものとする。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

3. 新株予約権発行後、株式の分割又は併合が行われる場合、上記払込金額は分割又は併合の比率に応じ次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使により新株式を発行する場合は除く）が行われる場合、上記払込金額は次の算式により調整されるものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

4. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権者は、以下の区分に従って、割当を受けた本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、かかる行使により発行される株式数は1株の整数倍でなければならない。
 - イ 本行使期間開始日からその1年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その25%に相当する株式数についてのみ権利行使することができる。
 - ロ 本行使期間開始日の1年後の応当日から2年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その50%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - ハ 本行使期間開始日の2年後の応当日から3年後の応当日の前日までは、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数のうち、その75%に相当する株式数（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）についてのみ権利行使することができる。
 - 二 本行使期間開始日の3年後の応当日以降、割当を受けた新株予約権の目的となる株式数の全部（ただし、既に行使した新株予約権の目的となる株式数を控除する。）について権利行使することができる。
 - ② 新株予約権の権利行使時において、当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が定年もしくは当社の都合により退職した場合（以下「退職等」という。）で、取締役会が特に認めて新株予約権者に書面で通知したときは、引き続き本新株予約権を退職等の後2年間行使することができる。かかる退職等の後行使することができる本新株予約権の目的となる株式数は、退職等の時点で①の定めに従って新株予約権者が権利行使できる株式数とする。
 - ③ 新株予約権の割当日後、権利行使期間満了時までに新株予約権者において以下の事由が生じた場合には、新株予約権者は新株予約権を自動的に喪失する。ただし、当該事由発生以前の新株予約権の行使について遡及して影響を及ぼすことはないものとする。
 - イ 当社又は子会社の取締役又は使用人たる地位を失った場合（ただし、②に該当する場合を除く）
 - ロ 死亡した場合
 - ハ 不正行為もしくは職務上の義務違反又は解意があった場合
 - ニ 禁固以上の刑に処せられた場合
 - ホ 新株予約権割当契約書の規定に違反した場合
 - ヘ 当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合
 - ④ 本新株予約権の相続人による本新株予約権の行使は認められない。ただし、本新株予約権者が、本新株予約権の行使期間内に死亡した場合は、本新株予約権者の死亡後4年以内の間に限り、その相続人は、①の定めにより権利行使可能となっている本新株予約権を行使できるものとする。なお、本新株予約権の相続人のうち、本新株予約権を承継する者（以下「権利承継者」という。）が死亡した場合は、当該権利承継者の相続人は新株予約権を行使できないものとする。
 - ⑤ その他の権利行使の条件については、新株予約権発行の取締役会決議及び株主総会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」で定めるところによる。
5. 平成20年1月18日開催の取締役会決議により、平成20年2月15日をもって1株を100株とする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

6. 当社が消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が、当社株主総会又は当社取締役会で承認された場合において、当社取締役会で取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができるものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済 株式総数増減 (株)	発行済 株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年6月1日～ 平成21年8月31日	6,500	2,495,800	2,380	629,698	2,380	619,698

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成21年9月1日付をもって1株を3株に株式分割し、発行済株式総数が4,991,600株増加しております。

3. 平成21年9月1日より平成21年9月30日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が5,400株、資本金及び資本準備金がそれぞれ469千円増加しております。

(5) 【大株主の状況】

平成21年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合 (%)
中村 恭平	東京都港区	547,700	21.94
丸田 昭雄	東京都大田区	547,700	21.94
妹尾 獻	東京都港区	472,700	18.93
グローバル・ブレイン株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	180,300	7.22
小杉 誠	群馬県高崎市	124,000	4.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	61,900	2.48
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	32,700	1.31
エフジーシーエス エヌブイ トリー・アカウント タ クサブル (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	206-214 HERENGRACHT AMSTERDAM THE NETHERLAND (東京都千代田区丸の内二丁目7番1号)	31,400	1.25
投資事業組合GB-IV	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号	24,000	0.96
オーエム19エスエスピークラ イアントオムニバス 808336 (常任代理人 香港上海銀行東 京支店)	AIB INTERNATIONAL CENTRE P.O.BOX 518 IFSC DUBLIN, IRELAND (東京都中央区日本橋三丁目11番1号)	24,000	0.96
計	—	2,046,400	81.99

- (注) 1. 上記日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は61,900株であります。なお、それらの内訳は、年金信託設定分25,800株、投資信託設定分36,100株となっております。
2. 上記日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数のうち信託業務に係る株式数は32,700株であります。なお、それらの内訳は、投資信託設定分32,700株となっております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,495,200	24,952	—
単元未満株式	普通株式 600	—	一単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	2,495,800	—	—
総株主の議決権	—	24,952	—

② 【自己株式等】

平成21年8月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	3,800	4,020	3,860	4,150	8,300	9,500 ※3,190
最低(円)	3,040	3,400	3,430	3,550	4,480	7,330 ※2,760

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

2. ※印は、株式分割(平成21年9月1日、1株→3株)による権利落後の最高・最低株価を示しております。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び当第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社を有していないため、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成21年2月28日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,144,571	2,891,318
売掛金	3,437,324	2,824,277
その他	123,241	77,277
貸倒引当金	△46,157	△16,945
流動資産合計	7,658,980	5,775,927
固定資産		
有形固定資産	※1 60,837	※1 56,077
無形固定資産	29,018	3,511
投資その他の資産	121,632	622,062
固定資産合計	211,488	681,651
資産合計	7,870,469	6,457,579
負債の部		
流動負債		
買掛金	2,417,951	2,099,452
未払法人税等	813,489	671,896
賞与引当金	66,519	—
役員賞与引当金	—	58,800
その他	103,964	249,612
流動負債合計	3,401,924	3,079,761
固定負債		
退職給付引当金	16,234	12,376
固定負債合計	16,234	12,376
負債合計	3,418,159	3,092,137
純資産の部		
株主資本		
資本金	629,698	627,318
新株式申込証拠金	※2 572	—
資本剰余金	619,698	617,318
利益剰余金	3,202,419	2,120,882
自己株式	△77	△77
株主資本合計	4,452,309	3,365,441
純資産合計	4,452,309	3,365,441
負債純資産合計	7,870,469	6,457,579

(2) 【四半期損益計算書】
【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成21年3月1日
至 平成21年8月31日)

売上高	16,259,346
売上原価	13,850,306
売上総利益	2,409,039
販売費及び一般管理費	※ 578,234
営業利益	1,830,805
営業外収益	
受取利息	1,021
その他	227
営業外収益合計	1,249
営業外費用	
支払利息	10
営業外費用合計	10
経常利益	1,832,043
税引前四半期純利益	1,832,043
法人税、住民税及び事業税	801,598
法人税等調整額	△51,091
法人税等合計	750,507
四半期純利益	1,081,536

【第2四半期会計期間】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	
売上高	8,258,718
売上原価	7,090,116
売上総利益	1,168,601
販売費及び一般管理費	※ 302,515
営業利益	866,085
営業外収益	
受取利息	627
その他	210
営業外収益合計	838
経常利益	866,923
税引前四半期純利益	866,923
法人税、住民税及び事業税	410,027
法人税等調整額	△54,054
法人税等合計	355,973
四半期純利益	510,950

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	1,832,043
減価償却費	12,323
貸倒引当金の増減額（△は減少）	29,212
賞与引当金の増減額（△は減少）	66,519
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	△58,800
退職給付引当金の増減額（△は減少）	3,858
受取利息	△1,021
支払利息	10
売上債権の増減額（△は増加）	△613,047
仕入債務の増減額（△は減少）	318,499
未払消費税等の増減額（△は減少）	△3,873
営業保証金の増減額（△は増加）	500,000
その他	△132,272
小計	1,953,452
利息の受取額	1,179
利息の支払額	△10
法人税等の支払額	△656,588
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,298,032
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△22,611
無形固定資産の取得による支出	△27,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△50,111
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	5,332
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,332
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	1,253,253
現金及び現金同等物の期首残高	2,891,318
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 4,144,571

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	たな卸資産の評価基準及び評価方法の変更 商品 商品については、従来、月次総平均法による原価法によっておりましたが、第1四半期会計期間より「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。 なお、この変更に伴う損益への影響はありません。

【簡便な会計処理】

記載すべき重要な事項はありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)												
<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、45,580千円であります。</p> <p>※ 2. 新株式申込証拠金 新株式の行使時の証拠金であります。 なお、平成21年9月に払い込まれた新株式申込証拠金2千円とあわせて、平成21年9月14日に新株式3,300株が発行され、資本金に287千円及び資本準備金に287千円、それぞれ組入れております。</p> <p>3. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越契約極度額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越契約極度額	1,500,000千円	借入実行額	—	差引額	1,500,000千円	<p>※ 1. 有形固定資産の減価償却累計額は、35,250千円であります。</p> <p>2. 新株式申込証拠金 —</p> <p>3. 当座貸越契約 運転資金の効率的な調達を行うため、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当第2四半期会計期間末の借入未実行残高は以下のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>当座貸越契約極度額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> <tr> <td>借入実行額</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>差引額</td> <td>1,500,000千円</td> </tr> </table>	当座貸越契約極度額	1,500,000千円	借入実行額	—	差引額	1,500,000千円
当座貸越契約極度額	1,500,000千円												
借入実行額	—												
差引額	1,500,000千円												
当座貸越契約極度額	1,500,000千円												
借入実行額	—												
差引額	1,500,000千円												

(四半期損益計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与</td> <td>180,453千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>66,519千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>29,212千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>3,858千円</td> </tr> </table>	給与	180,453千円	賞与引当金繰入額	66,519千円	貸倒引当金繰入額	29,212千円	退職給付費用	3,858千円
給与	180,453千円							
賞与引当金繰入額	66,519千円							
貸倒引当金繰入額	29,212千円							
退職給付費用	3,858千円							

当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)								
<p>※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。</p> <table> <tr> <td>給与</td> <td>93,703千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td>33,259千円</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td>24,851千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td>2,010千円</td> </tr> </table>	給与	93,703千円	賞与引当金繰入額	33,259千円	貸倒引当金繰入額	24,851千円	退職給付費用	2,010千円
給与	93,703千円							
賞与引当金繰入額	33,259千円							
貸倒引当金繰入額	24,851千円							
退職給付費用	2,010千円							

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)				
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年8月31日現在)</p> <table> <tr> <td>現金及び預金</td> <td>4,144,571千円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>4,144,571千円</td> </tr> </table>	現金及び預金	4,144,571千円	現金及び現金同等物	4,144,571千円
現金及び預金	4,144,571千円			
現金及び現金同等物	4,144,571千円			

(株主資本等関係)

当第2四半期会計期間末（平成21年8月31日）及び当第2四半期累計期間（自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,495,800株
------	------------

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式	24株
------	-----

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

当社には、関連会社がないため、該当事項はありません。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第2四半期会計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

1. ストック・オプションに係る当第2四半期会計期間における費用計上額及び科目名

当社はストック・オプション付与時において未公開企業であり、付与時におけるストック・オプション等の単位当たりの本源的価値は0円であるため、費用計上はしておりません。

2. 当第2四半期会計期間に付与したストック・オプションの内容

当社は当第2四半期会計期間においてストック・オプションを付与しておりませんので、該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
1 株当たり純資産額 1,783.71円	1 株当たり純資産額 1,351.98円

2. 1 株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1 株当たり四半期純利益金額 434.38円	1 株当たり四半期純利益金額 205.17円
潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 424.83円	潜在株式調整後 1 株当たり四半期 純利益金額 200.56円

(注) 1 株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益（千円）	1,081,536	510,950
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る四半期純利益（千円）	1,081,536	510,950
期中平均株式数（株）	2,489,816	2,490,355
潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額（千円）	—	—
普通株式増加数（株）	56,018	57,318
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当第2四半期会計期間
(自 平成21年6月1日
至 平成21年8月31日)

平成21年6月30日開催の当社取締役会の決議に基づき、次のように株式分割による新株式を発行をしております。

平成21年9月1日をもって普通株式1株につき3株に分割いたします。

(1) 分割により増加する株式数

普通株式 4,991,600株

(2) 分割方法

平成21年8月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、1株につき3株の割合をもって分割いたします。

当該株式分割が前期首に行われたと仮定した場合の前事業年度における1株当たり情報及び当期首に行われたと仮定した場合の当第2四半期累計(会計)期間における1株当たり情報は、それぞれ以下のとおりであります。

1株当たり純資産額

当第2四半期会計期間末 (平成21年8月31日)	前事業年度末 (平成21年2月28日)
594.57円	450.66円

1株当たり四半期純利益金額等

当第2四半期累計期間 (自 平成21年3月1日 至 平成21年8月31日)	当第2四半期会計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 144.79円	1株当たり四半期純利益金額 68.39円
潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 141.59円	潜在株式調整後 1株当たり四半期純利益金額 66.84円

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月15日

株式会社トライステージ

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 神山 宗武 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 英志 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライステージの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第4期事業年度の第2四半期会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び第2四半期累計期間（平成21年3月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社トライステージの平成21年8月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第2四半期会計期間及び第2四半期累計期間の経営成績並びに第2四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。